

告 示 第 31 号

平成29年7月10日

鹿児島市交通事業管理者

交通局長 鞍掛 貞之

鹿児島駅前停留場整備事業に伴う軌道工事ほか基本・実施設計業務委託契約に係る制限付き一般競争入札について（公告）

鹿児島駅前停留場整備事業に伴う軌道工事ほか基本・実施設計業務委託契約に係る制限付き一般競争入札を下記のとおり行うについて、この入札に参加する者に必要な資格を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第167条の5第2項及び第167条の6第1項並びに鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）第3条の規定により公告します。

記

1 入札に付する業務名等

(1) 業務名

鹿児島駅前停留場整備事業に伴う軌道工事ほか基本・実施設計業務

(2) 業務の概要

鹿児島駅前停留場整備事業に伴う、軌道施設・電気設備及び上屋等の建築設備の構造変更に係る測量及び地質調査を含む基本設計及び実施設計

(2) 施設の概要

ア 軌道施設関係

(ア) 電車停留場

頭端式（3線4ホーム） 約250m²

(イ) 軌道線路（停留場部） 約90m

（一般部） 約160m

イ 電気設備関係

(ア) センターポール 1式

(イ) 電車線路（停留場部） 約90m

（一般部） 約160m

(ウ) 信号機 1 式

ウ 建築設備関係

(ア) 停留場上屋 約 5 4 0 m²

(イ) 信号所 約 2 0 m² (1 階縦建)

(ウ) 乗務員休憩所 約 1 0 m² (1 階建)

(3) 履行期間

契約締結の日から平成 3 0 年 3 月 2 6 日まで

2 業務の実施方式等

- (1) この業務は、設計共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同設計方式とする。
- (2) 共同企業体の結成は自主結成方式とし、構成は、代表者 1 者及び代表者以外の構成員 2 者の 3 者構成とする。
- (3) 共同企業体の構成員の組み合わせは、代表者の資格要件をすべて満たす者と代表者以外の構成員の資格要件をすべて満たす者との組み合わせとする。
- (4) 構成員は、この業務に係る他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。
- (5) 共同企業体の構成員の出資比率は、構成員の協議により定めるものとする。

3 入札参加者に必要な資格

(1) 代表者の資格要件

ア 共同企業体における出資割合が最大の者であること。

イ 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。

ウ 鹿児島市建設工事等競争入札参加資格審査要綱（昭和 5 6 年 3 月 1 日制定）に基づく平成 2 9 年度鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿の「建築コンサルタント」及び「土木コンサルタント」に登録されている者であること。

エ 建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）第 2 3 条の 3 第 1 項の規定により、一級建築士事務所登録簿に登録されている者であること。

オ 本公告の日から落札決定の日までに間において、鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成 8 年 5 月 2 8 日制定）又は鹿児島市交通局が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成 2 6 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止等を受けていないこと。

カ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（これらの手続開始の決定後に建設業法に基づく経営事項審査を受け、かつ、更生計画又は再生計画が認可された者を除く。）でないこと。

キ 元請（共同企業体での実績を有する場合は、共同企業体の代表者としての実績に限る。）として、平成14年4月1日から平成29年3月31日までの間に併用軌道の軌道及び電気設備の基本設計及び実施設計業務の実績を有する者であること。

(2) 代表者以外の構成員の資格要件

代表者以外の構成員のうち、1者にあつてはアからキまでの要件のすべてを、他の1者にあつてはアからカまで及びクの要件のすべてを満たすこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。（(1)のイと同じ。）

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定により、一級建築士事務所登録簿に登録されている者であること。（(1)のエと同じ。）

ウ 本公告の日から落札決定の日までに間において、鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱又は鹿児島市交通局が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年4月1日制定）に基づく指名停止を受けていない者であること。（(1)のオと同じ。）

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（これらの手続開始の決定後に建設業法に基づく経営事項審査を受け、かつ、更生計画又は再生計画が認可された者を除く。）でないこと。（(1)のカと同じ。）

オ 鹿児島市建設工事等競争入札参加資格審査要綱に基づく平成29年度鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿の「建築コンサルタント」又は「設備コンサルタント」に登録されている者であること。

カ 鹿児島市内に本店を有している者であること。

キ 一級建築士を4人以上有し、かつ、この告示前2年間の年間平均実績高が1,200万円以上である者であること。

ク 建築設備士を2人以上有する、又は建築設備士を1人以上及び一級電気工事施工管理技士又は一級管工事施工管理技士を1人以上有し、かつ、この告示前2年間の年間平均実績高が200万円以上である者であること。

なお、キ及びクにおける「この告示前2年間の年間平均実績高」は、本市に提出済みの一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（平成29年度の鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿に係るもの）に記載した「測量等実績高」の「直前2年間の年間平均実績高の合計」欄の金額とする。

4 業務実施上の条件

業務の実施に当たっては、管理技術者、照査技術者及び各分担業務分野（軌道（軌道に係

る電気及び土木全般を含む。）、建築及び建築設備）における主任技術者を、それぞれ1人配置するものとする。

また、配置等については、次の条件のすべてを満たすものとする。

- (1) 管理技術者は照査技術者及び各主任技術者と、主任技術者は照査技術者及び他の分担業務分野の主任技術者と兼任をしないこと。
- (2) 管理技術者及び照査技術者は、3の(1)のキの業務の従事実績を有し、かつ、次の要件のいずれかを満たす者であること。
 - ア 技術士（総合技術監理部門又は建設部門の「鉄道」若しくは「都市及び地方計画」）の資格を有し、技術士法（昭和58年法律第25号）による登録を行っていること。
 - イ R C C M（「鉄道」又は「都市計画及び地方計画」）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けていること。
- (3) 軌道（軌道に係る電気及び土木全般を含む。）の主任技術者は、技術士（建設部門の「鉄道」）の資格を有し、技術士法に基づく登録を行っている者であること。
- (4) 建築の主任技術者は、一級建築士であること。
- (5) 建築設備の主任技術者は、建築設備士であること。

5 入札参加希望の申請方法等

- (1) この入札に参加を希望する者は、次の書類（以下「申請書等」という。）を、所定の期日までに持参のうえ交通事業管理者に提出して申請を行い、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、所定の期日までに申請書等を提出した者であって、審査のうえ入札参加資格があると確認を受けた者でなければ、入札に参加することはできない。

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1）
- イ 共同企業体結成届（様式第2）
- ウ 誓約書（様式第3）
- エ 業務実績調書（様式第4）及び記載した業務実績に係る契約書の写し
- オ 有資格者等名簿（様式第5）
- カ 履行証明書（様式第6）（履行証明書が取れない場合は業務実績を証明する書類）

- (2) 申請書等の作成費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された申請書等は、返却しない。

6 申請書等様式の交付及び申請の受付期間等

- (1) 申請書等様式の交付及び申請の受付期間

この公告の日から平成29年7月25日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(2) 申請書等様式の交付場所及び申請の受付場所

鹿児島市上荒田町 3 7 番 2 0 号

鹿児島市交通局経理課契約係

(3) 提出部数

各 1 部

(4) その他

申請書等様式は、交通局ホームページ (<http://www.kotsu-city-kagoshima.jp/>) において入手することができる。

7 入札参加資格の審査及び通知等

(1) 入札参加資格の有無の確認は、提出された書類審査により行う。

その結果については、平成 2 9 年 7 月 2 7 日 (木) までに申請者に対し通知する。

(2) 審査により入札参加資格がないと確認された者は、その通知を受けた日の翌日から起算して 2 日 (土曜日及び日曜日を除く。) 以内に、交通事業管理者に対し、その理由について説明を求めることができる。

なお、説明を求めるときは、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までに、鹿児島市上荒田町 3 7 番 2 0 号鹿児島市交通局経理課契約係まで通知文書を持参しなければならない。

(3) 理由の説明については、平成 2 9 年 7 月 3 1 日 (月) までに、書面により回答する。

8 仕様書等の閲覧及び質疑応答

(1) この業務の仕様書及び図面 (以下「仕様書等」という。) は、この公告の日から平成 2 9 年 8 月 2 日 (水) まで (土曜日及び日曜日を除く。) の間、鹿児島市交通局経理課及び交通局ホームページにおいて閲覧に供する。

(2) 仕様書等に関して質問がある場合は、質問事項を記載した質疑応答書を直接持参する、又は F A X により送信することにより、照会するものとする。(F A X により照会する際は、送信後に必ずその旨を電話連絡すること。)

なお、この照会は代表者に限り行うことができるものとする。

ア 受付期間

平成 2 9 年 7 月 1 0 日 (月) から同月 2 5 日 (火) まで (土曜日及び日曜日を除く。)

イ 受付時間

午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までの時間を除く。)

ウ 受付場所

鹿児島市上荒田町 3 7 番 2 0 号

鹿児島市交通局経理課契約係

エ その他

仕様書等に関する質疑応答書の様式は、別に指定する様式により提出するものとする。

当該様式は、交通局ホームページにおいて入手することができる。

- (3) 回答は、平成29年7月28日（金）から同年8月2日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く）の間、鹿児島市交通局経理課において閲覧に供する。なお、本局ホームページにおいては、平成29年7月28日（金）から同年8月2日（水）までの間、閲覧に供する。

9 入札説明会

実施しない。

10 入札の日時、場所等

(1) 日時

平成29年8月3日（木）午前10時から

(2) 場所

鹿児島市上荒田町37番20号

鹿児島市交通局第3会議室

- (3) 入札参加者は、入札執行の際、事前に入札参加資格があると確認された旨の通知文書の写しを契約担当職員に提示しなければならない。

11 入札方法

- (1) 電報、郵送又はFAXによる入札は認めない。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札執行回数は、3回とする。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

契約の相手方は、契約締結の際、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、この契約保証金の納付を免除する。

ア 有価証券等の提供があるとき。

イ 銀行等の保証があるとき。

- ウ 前払保証事業会社の保証があるとき。
 - エ 工事履行保証証券による保証があるとき。
 - オ 履行保証保険契約を締結しているとき。
- 契約保証金は、契約履行後還付する。

1 3 最低制限価格

設定しない。

1 4 低入札調査基準価格

設定しない。

1 5 開札の日時及び場所

開札は、10に定める日時及び場所において行う。

1 6 入札の中止又は延期

やむを得ない事由のため、この入札を延期し、又は中止することがある。

1 7 入札の無効等

(1) 次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加資格がない者及び申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- イ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ウ 記名押印のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札
- エ 2以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- オ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- カ 入札金額以外の記載事項について訂正し、訂正事項に訂正印のない入札書による入札
- キ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
- ク 明らかに連合によると認められる入札
- ケ その他入札に関する条件に違反した入札

(2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。

(3) くじによる落札決定において同価入札をしたものは、くじを辞退することはできない。

(4) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

1 8 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みしたものを落札者とする。

19 問い合わせ先

〒890-0055 鹿児島市上荒田町37番20号

鹿児島市交通局経理課契約係

電話 099-257-2111（内線）248

FAX 099-258-6741